

さいたま市告示第624号

熊本地震による被災納税者に対するさいたま市市税の申告等の期限を次のとおり延長する。

平成28年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人



地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第8条第1項の規定に基づき、地方税法及びさいたま市市税条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所を有する個人又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が平成28年4月14日以降に到来するものについては、その期限を別途さいたま市告示で定める期日まで延長する。

指 定 地 域
熊本県